平成２７年（フ）第５３６号
静岡県牧之原市勝俣1656番地２　メゾンエトワールⅡ　Ｃ、旧住所東京都大田区大森西１丁目19番３－106号
債務者　今西花緒利
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７号
北海道帯広市西３条南27丁目１番地17　サンブライトハイツＮｏ．１－401号
債務者　岩本　佳介（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　　弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３７９６号
京都府南丹市八木町屋賀永寿11番地３
債務者　奥山　淳三
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４号
長野県佐久市岩村田362番地５
債務者　櫻井　奈美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　基弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第２４号
沖縄県名護市字為又492番地62　２Ｆ
債務者　宮里　嘉哉
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２８年（フ）第２８９号
岐阜県瑞穂市穂積1449番地１　ジェスタ穂積801号
債務者　永田総一郎
1　決定年月日時　平成28年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１０２８号
さいたま市岩槻区本丸１丁目14番16号
債務者　末石　朝久
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５３号
埼玉県和光市白子２丁目11番８－210号　レクセルマンション成増第２
債務者　齋藤　誠治
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　將三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
愛知県一宮市北今字林三ノ切26番地１　パレス尾西201号
債務者　森　　正彦
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室田　真宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２８号
北海道標津郡中標津町緑町北５丁目６番地　メゾン緑Ⅱ１Ａ
債務者　齋藤菜津希（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第９４号
茨城県結城市大字結城13852番地　パークサイドハイツ301
債務者　川俣　理香
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１０４３号
埼玉県久喜市菖蒲町三箇481番地１
債務者　小林　大祐
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
埼玉県羽生市南８丁目17番地24　アーバンハイツＢ204
債務者　ＩＨＩＡＳＯＴＡ　ＨＥＮＲＹ　ＯＢＩＮＮＡ
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２３９号
埼玉県児玉郡神川町大字中新里203番地１　マルキューハイツ105号、旧住所群馬県太田市由良町1684番地１　コーポ由良１Ｆ－Ａ号
債務者　ハクセベル文（旧姓高本・谷崎）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９２号
長野市大字風間855番地１　コーポローゼンブルグ１－Ｂ号室
債務者　今井　貞實
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
長野市大字高田2146番地
債務者　山口志ず子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５７号
三重県志摩市阿児町鵜方2996番地
債務者　城山　正儀
1　決定年月日時　平成28年９月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係